

東京リユーストレードセンター商品取引サービス規約

株式会社アプレ（以下、当社）が提供する東京リユーストレードセンター商品取引サービス（以下、当サービス）をご利用いただく場合には、東京リユーストレードセンター会員基本利用規約及び各サービス利用規約に加えて、東京リユーストレードセンター商品取引サービス規約が適用されます。

第1条 商品取引サービス利用資格

当サービスは東京リユーストレードセンター会員の方であればどなたでも利用できるサービスです、当サービスを利用するには東京リユーストレードセンター会員になっていただく必要があります。当社は利用者に対し、本規約に従い商品の取引を行います。また会員の委託を受けて販売する商品についても本規約の適用を受けます。

なお、未成年の方は当サービスをご利用できません。

第2条 本人確認等について

当サービスの利用に当たり、当社よりサービス利用者に対して、初回利用時までに、身分証明書等によるご本人確認をさせていただきます。サービス利用者は当社の指示に従い、取引毎に当社所定の方法により本人確認のための資料を当社に提供する義務を負います。また、代金のお振込みの金融機関口座名義は、利用者である会社名義または代表者様個人名義に限るものとします。

第3条 商品購入について

サービス利用者が当社が扱う商品を購入する場合、本規約および別途に規定する、「商品に関する申し合わせ事項」に従い取引を行う必要があります。

第4条 委託販売商品について

別途規定する東京リユーストレードセンター商品販売委託サービス利用規約により当トレードセンターが委託を受け販売する商品については、販売委託サービス利用規約および本規約および別途に規定する、「商品に関する申し合わせ事項」に従い取引を行う必要があります。

第5条 買取を行う場合の取り扱い

取引の一環としてサービス利用者から当社が商品の買取をする場合、株式会社アプレ買取利用規約 (<http://www.aprejewellers.com/img/slip/riyoukiyaku.pdf>)に従い取引を行うものとします。当サービスは東京リユーストレードセンター会員向けサービスのため内容の相違する重複する規定については本規約を優先します。

第6条 代金の支払いについて

商品の購入者は当社への商品購入の申し入れ後、当社の指定の期日、方法で当社に商品の代金を支払う必要があります。

第7条 商品の引き渡しについて

当社は購入者より代金の支払いを受けたのち身分証明書等で本人確認を行ったうえで、商品を当社指定の方法から購入者が方法の選択を行い、購入者に対し引き渡すものとします。ただし、商品の購入者が商品の代金以外に当社に対し履行期にある債務を負担している場合、当社は購入者に対し購入者が債務の履行を行うまで商品を引き渡しをせず留置できるものとします。

第8条 購入者の義務

購入者は当社に代金を支払った場合、すみやかに商品を受け取る必要があります。購入者が代金等を納付後も商品を受け取らない場合、当社は引き渡しまでの保管および管理の費用を購入者に請求することができ、当社は商品の保管および管理について当社に重大なる過失又は故意がある場合を除き商品について責任を負わないものとします。

第9条 引き渡しの指定

購入者本人が当社の指定する方法で引取りができない場合は、購入者の責任と費用負担で代理人または使用者による引取り、もしくは運送業者に運送の委託をすることができる、この場合代理人または使用者及び運送業者に対し商品を引き渡した時に当社は購入者に商品を引き渡したものとす。引取り費用は購入者の負担とし、引渡し時点以降、商品に関する申し合わせ事項に従う場合を除き、当社は商品について一切の責任を負わない。購入者の求めにより当社が運送業者を斡旋した場合、購入者は、自ら保険を付す等の運送に伴う危険に対する適切な措置を行うものとし、当社は運送業者選定の当否についてもその商品に際し一切の責任を負わない。

第10条 引き渡し後の商品について

購入者は商品引き渡し時に検品を行うことができるが、下記に規定する、「商品に関する申し合わせ事項」に従い事後交渉等を行う場合を除き、検品の有無に関わらず引き渡し時以降、当社に重大な瑕疵または故意がない場合、商品に毀損・汚損等の主張もしくは、それらを原因とする契約解除、その他一切の請求を当社に対してすることができない、ただし、当社が購入者が購入した商品とは別の商品を引渡した場合、当社はその返還を求めることができるものとし、購入者は当社に当該商品を引き渡さなければならない。

第11条 商品の危険負担および所有権の移転の時期について

商品の危険負担については購入申込時以降は購入者が負担する、商品が滅失・紛失・盗難し、または商品に毀損・汚損等が生じた場合、当社の重大なる過失または故意により発生した場合を除き、購入者は代金手数料等の債務について負担を免れない。購入者が代金を完済するまで、商品の所有権は、当社または商品の当社への売却委託者に留保される。

第12条 保管および保険費用

当社の指定する受け渡し期日前においては、当社が商品の保管および保険費用を負担する。購入者が受け渡し期間内に商品の引取りができない場合は、購入者が支払い期日後から引取りの時までの保管および保険費用を、当社より請求があった場合、費用を当社に支払わなくてはならない

ものとし、商品への支払期日後の保険の加入については当社の義務ではないものとし、

第13条 支払いの猶予

購入者が当社の指定する期日までに代金を支払うことができない場合、購入者は当社に対し代金の支払いの猶予を求めた場合、当社が購入者に支払い期限の猶予を許可した場合、購入者は支払い期限日の翌日から購入者が購入代金等を完済し商品の引渡しを受けるまでの代金の利息(代金の当社の指定する利息) および商品の保管および保険費用を、当社より請求があった場合、費用を当社に支払わなくてはならないものとし、

第14条 売買禁止物および盗品・遺失物の場合の扱い

当社が商品の購入者に商品の引渡しをする以前に、商品が法律の定める売買禁止物であることが判明した場合、及び、商品が盗品・遺失物として真正な所有者と主張する者から返還請求があった場合、当社は購入者に催告することなく販売を中止、解除することができるものとする、この場合、購入者はこれに伴う損害賠償、その他一切の請求をすることはできません。

第15条 利用規約の変更について

当社が必要と判断した場合には、お客様にあらかじめ通知することなくいつでも本利用規約を変更することができるものとし、

ただし、ご利用いただいているお客様に大きな影響を与える場合には、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるものとし、

第16条 準拠法、裁判管轄

本利用規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。

また、当社のサービスに起因または関連して当社とお客様との間で生じた紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条 利用規約の適用制限について

本利用規約の規定がお客様との本利用規約に基づく契約に適用される関連法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、当該お客様との契約には適用されないものとし、ただし、この場合でも、本利用規約のほかの規定の効力には影響しないものとし、

商品に関する申し合わせ事項

<購入について>

【宝石】

○値札について

1. 記載されている内容（金性、ブランド、石名、石目、サイズ、重量等）はすべて出品者保証となります。記載されていない内容は全て「見た目」にて判断をお願いいたします。
2. 含有率に関しては保証対象外となりますが、出品商品リストに「K18」等の金性記載があるものについては、出品者の含有率保証となります。

○事後交渉

1. 購入後の鑑別・鑑定・珊瑚やパール等のサイズ計測等の結果が、値札の内容、付属の鑑別・鑑定書、計測数値等と相違した場合は事後交渉の対象となる場合があります。
2. 当トレードセンターが事後交渉の判断基準とする鑑別・鑑定機関は中央宝石研究所といたします。
3. 購入後の鑑別・鑑定書やソーティング代金は購入者負担となります。
ただし、鑑別・鑑定書やソーティングを取得した結果、値札と相違する結果が出た場合、その鑑別・鑑定書やソーティングについての費用は出品者負担となります。
4. 値札及び製品への刻印と実測の石目に相違がある場合、購入者が石目確認のため商品の枠を裁断・分解する事があります。その際、ルースと裁断・分解された枠でご返却となる場合があります。
5. ブランドジュエリーのロジウムメッキ処理、及び他社仕上げ、加工、サイズ調整等の理由にてメーカー修理が受けられない場合、事後交渉の対象となります。
6. 「純正保証」の事後交渉期間は購入日から2週間以内といたします。
7. 真贋判定や修理、ソーティング取得等でメーカーからの回答が事後交渉期間内に出ない旨の連絡が入った場合、出品者へ確認の上、事後交渉期間を延長させていただきます。

【時計】

○値札について

1. 含有率に関しては保証対象外となりますが、値札に「K18」等の金性記載があるものについては、出品者の含有率保証となります。
2. 値札に記載されている「ブランド」は機械のみの「保証」となります。
3. 値札に記載されたロレックスの型番は出品者保証となります。

○事後交渉

1. 機械内部の番号が消されている場合、事後交渉の対象となります。
2. 購入後、機械不良が発見された場合、事後交渉の対象となります。

3. クォーツ時計の回路交換が必要とされる不良品は、事後交渉の対象となります。
4. 購入時に確認できる事項（外装の傷、リユーズ不良、クロノ不良、カレンダー不良、部品破損、文字盤汚れ、日差・精度不良）については、値札に記載がない場合でも事後交渉の対象外となります。
5. 事後交渉期間は商品購入日の翌日から2週間以内です。

【バッグ】

○事後交渉

1. 購入時に確認できる事項（内外装の傷、ベタ、ヤケ、パーツ不良、付属品有無）については、値札に記載がない場合でも事後交渉の対象外となります。

【共通】

1. 購入時の商品取扱いには十分注意していただくようお願いいたします。購入者の過失により故障、キズ、汚れが生じた場合、弁償をお願いする場合がございます。

<委託販売による出品について>

【宝石】

○出品商品リストについて

1. 記載されている内容（金性、ブランド、石名、石目、サイズ、重量等）はすべて出品者保証となります。
2. 含有率に関しては保証対象外となりますが、出品商品リストに「K18」等の金性記載があるものについては、出品者の含有率保証となります。
3. ダイヤモンドや色石のソーティングは事前に取得していただいた後に出品をお願いいたします。
4. ソーティング、鑑別、鑑定書の有無については、その旨を出品商品リストに記載をお願いいたします。
5. 出品商品はすべて重量をグラムにて計量し、出品商品リストに記載をお願いいたします。
6. ダイヤモンド（1個石）に限り、0.5ct以上はソーティング取得後の出品をお願いいたします。
7. 合成、模造、処理の情報は必ず出品商品リストに記載をお願いいたします。なお、出品商品リストへの記入漏れにて取引された場合には事後交渉の対象となります。

○事後交渉

1. 商品はすべて出品商品リストの申告通りに値札を作成し、出品させていただきます。
2. 商品売却後の鑑別・鑑定・珊瑚やパール等のサイズ計測等の結果が、申告（出品商品リストの内容、付属の鑑別・鑑定書、計測数値等）と相違した場合は事後交渉の対象となる場合があります。

3. 当トレードセンターが事後交渉の判断基準とする鑑別・鑑定機関は中央宝石研究所といたします。
4. 商品売却後の鑑別・鑑定書やソーティング代金は購入者負担となります。
ただし、鑑別・鑑定書やソーティングを取得した結果で申告と相違する結果が出た場合、その鑑別・鑑定書やソーティングについての費用は出品者負担となります。
5. 出品商品リスト及び製品への刻印と実測の石目に相違がある場合、購入者が石目確認のため商品の枠を裁断・分解する事があります。その際、ルースと裁断・分解された枠でご返却となる場合があります。
6. ブランドジュエリーのロジウムメッキ処理、及び他社仕上げ、加工、サイズ調整等の理由にてメーカー修理が受けられない場合、事後交渉の対象となります。
7. 事後交渉期間は委託商品売却日の翌日から2週間以内といたします。
8. 真贋判定や修理、ソーティング取得等でメーカーからの回答が交渉期間内に出ない旨の連絡が入った場合、出品者へ確認の上、事後交渉期間を延長させていただきます。

【時計】

1. 含有率に関しては保証対象外となりますが、出品商品リストに「K18」等の金性記載があるものについては、出品者の含有率保証となります。
2. 動作確認済みの正常品での出品をお願いいたします。
3. クォーツ時計は電池切れのないように出品をお願いいたします。商品出品時の検品以降、電池切れ等にて動作確認が取れなくなった場合、返品対応いたします。
4. 出品商品リストに記載されている「ブランド」は機械のみの保証となります。
5. 永久カレンダー等、特殊な機能を持つ商品については、あらかじめお知らせください。
6. ベゼルダイヤ、ブレスダイヤ等の宝石装飾部分について、純正保証をしない場合は必ずその旨を出品商品リストに記載してください。
7. 出品商品リストに記載いただくロレックスの型番は出品者保証となります。
8. 製造番号が消されている時計、または番号が書き換えられている時計については出品不可となります。また機械内部の番号が消されていた場合は事後交渉の対象となります。
9. 箱や保証書等、付属品の有無については、その旨を出品商品リストに記入をお願いいたします。保証書がある場合は、必ず型式や品番を確認してから出品をお願いいたします。
10. サランラップ等が巻いている商品については、検品のためにそれらを剥がすことがあります。新品商品等で剥がせない場合、出品時にあらかじめお知らせください。

○事後交渉

1. 委託商品売却後、機械不良が発見された場合は事後交渉の対象となります。
2. クォーツ時計の回路交換が必要とされる不良品は事後交渉の対象となります。
3. 「純正保証」の事後交渉期間は委託商品売却日の翌日から2週間以内です。
4. 真贋判定や修理等にてメーカーからの回答が交渉期間内に出ない旨の連絡が入った場合、出品者へ確認の上、事後交渉期間を延長させていただきます。

【バッグ・その他】

○出品商品リスト

1. 記載いただく内容に相違があった場合、事後交渉の対象となる可能性があります。
2. 付属品を記載していない場合、付属品に対する保証はいたしかねます。

【共通】

1. 事後交渉の内容は、修理代金請求交渉、値引き交渉、返品交渉となります。
2. 委託預かり中の商品取り扱いには十分注意いたしますが、万一委託預かり中に生じたスリ傷等については補償いたしかねます。(ただし、時計の機械不良を発生させた場合は当トレードセンターにて補償いたします)
3. 精巧なイミテーション等、事後交渉期間内に判別出来ない重要案件に関しては、事後交渉期間後においても取引を無効とさせていただく場合もあります。